

## 五雜俎考

田中克己

「成城國文學論集」第二輯に「端午の節供」といふ拙論を載せてもらつたら、責任校了の段階で、三箇所に引いた「五雜俎」を、みごと「五雜俎」と校訂されてしまった。

これはしかし無理もないことで、桂湖村先生の「漢籍解題」にも

五雜俎、十六卷

と明記し、作者については

明の謝肇淛撰す、肇淛字は在杭、陳留の人、萬曆二十年の進士、書に巧なり、草書は張伯英の如く、行書は王右軍の如しと云ふ、瀕略等著書多し

とあり、「佩文齋書畫譜」、「列朝詩集」等を参考して記さ

れた旨である。また五雜俎の題名・體裁、傳來については五とは、天地人物事の五類に分てるを云ひ、雜とは物を雜へ徳を撰びて是と非とを弁ふるをいひ、俎とは爾雅に俎は組に似たり、東海に産す、織る者之に倣つて五采を間次すと、肇淛東海に生れ、是書を撰びて五類を雜記す、故に組を係けて書名と爲す、凡て天地部各二卷、人物事部各四卷あり、我國にては寛文元年、寛政七年に續刻せり、桂川仲良の桂林漫錄によれば地部二(卷四)の韃靼の獐獮一條中、倭奴又重儒書、信佛法、凡中國經書皆以重價、購之、獨無孟子云、有携其書往者、舟輒覆溺、此亦一奇事也の文字、近來の刻本

には刪去せることを記せり、今之を内閣所藏の明版と比較するに果して然り、蓋し朱子學者の忌みて爲せる所か。

とある。組を組に作つてゐるのは桂先生のみにとどまらず、碩學南方熊楠先生をはじめ、平凡社「東洋歴史大辭典」、簡野道明「字源」、新村出「広辭苑」第二版などわが國の諸書、「辭海」、「中國人名大辭典」等、近刊の中國書でも同様である。

この誤りは唐の段成式の「酉陽雜俎」の有名なのに惹かれたのだと思ふが「明史」卷九八藝文志にも沈夢熊の「三才雜俎」五卷があり、いづれにしても宋人の著なる「五色線」という類書に倣つてつけた書名であり、とりわけ李維楨の序文に「爾雅」卷八釋草第一三の

綸こんが、綸こんが、組くみ、組くみ、東海有之、織者效之、間次五采といふ箇所が引かれてゐるから、五雜俎では意味をなさな

いわけである。  
次にこの書のはじめに陳留謝肇淛と署名があるので、桂先生も陳留の人と記しておいでであるが、陳留は河南省開封市の南東の縣である。しかし謝肇淛が福建省長樂縣の出身であることは、諸書が明示してゐる。たとへば清の詩宗

王士禛（漁洋山人）の「池北偶談」卷下謝在杭の條には

謝在杭、閩之長樂人、少讀書邑蕭氏園。園素多怪異、人無敢居者、謝不之信、一夕坐燈下、忽一女子前拜且泣、謝叱之、女子曰、妾負冤久、求公申之、非魅也、妾湖州德清人幼隨父客此、同行某甲者、中表戚也、利父囊橐、遂殺父、恐妾鳴於官司、並置諸死、今數載矣、公異日必官於湖、望速甲窮治抵罪、使妾家知妾父子死所、父子目瞑矣。謝許之、戒勿復出爲祟。自是竟無它。是年謝中鄉試、果筮任湖州推官、抵任後、即檄縣捕甲至、一訊立伏、遂抵罪、郡人以爲神、姚禮部曾令長樂、爲予言如此。

と怪談めいた履歷をのせてゐる。在杭は肇淛の字である。怪談はともかく謝肇淛の福建省長樂縣の生まれであることは、これで證されるが、なぜ自ら陳留の人と署したのであらうか。これは「五雜俎」卷一五事部三に

（上略）如吾邑長樂、政與皇太子諱音相同、不知將來當事者、何以處之（下略）

と見えてゐて神宗萬曆帝の皇太子常洛（光宗）と同音なので、忌んで祖居の地を擧げたのに相違ない。

また「五雜俎」の成つた年を明記してゐるのは新村出

「広辞苑」第二版であつて、一六一九年に成るといふが、その根拠を明らかにしてゐない。私見では光宗（泰昌帝、在位一六二〇）を皇太子と稱し、また「吾郷葉進卿先生當國之時」の句がある（卷一三事部）ことから、福建省福清縣の人なる葉向高が大学士を辭した萬曆四二年（一六一四）以後の著ではあるが、また肇淵の登第は壬辰（萬曆二十年）で

迄今僅二十年

といふ句が卷一四事部に見えるから、著の成つたのは萬曆四二、三年のことに相違ない。

清の孫爾準等の編になる「重纂福建通志」卷一九八明福州府列傳長樂縣の條には、實は著者の傳記がくはしく記されてゐる。煩を厭はずに寫すと

謝肇淵、字在杭、汝韶之子也。萬曆壬辰進士、除湖州推官、改東昌、歷南京刑部主事兵部郎中、補北工部屯田司、值大旱、疏陳冗費諸弊數千言、略言不忍以閭閻有限之膏脂、付諸鬪豎狙獮之手、語甚愷切。神宗優旨答之。視河張秋、作北河紀略、具載河流源委及歷代治河利弊曰、吾以盡河之變也。福王之國、舟千二百有奇、肇淵操小艇前驅、繕濬多方、水道無阻、衆以不

譁。出爲雲南參政、遷廣西右布政使、安氏亂、鄰境告警、肇淵置官增戍繕備益兵、及增鹽引、急宗祿、抑土司、服豸獮、鑄錢征商、具有實畫。嘗言往來吏治之壞、無如今日、大抵官不留意政事、一切付之胥曹、而胥曹之所奉行、不過已往之舊牘、歷年之成規、不敢分毫踰越、而上之人既以是責下、下之人亦不得不以故事虛文應之、一有不應、則上之胥曹又乘隙而繩以法矣、故郡縣之吏胥且竭蹶、惟日不足、而吏治卒以不振者、職此之由也。又言、國家立法太嚴、如戶部官不許蘇松江浙人爲之、以其地賦稅多、恐飛詭爲姦也、然弊孔蠹竇皆由吏胥、堂司官遷轉不常、何知之、有今戶部十三司、吏胥皆紹興人、可謂目察秋毫、而不見其睫者矣。肇淵好讀書、於學無不窺、爲文豐腴軒輊、詩境深婉麗、時罕其倫、蚤年即傳布江左、大都率循古法、而中有特造孤詣、體無不備、變無不盡、蓄藻於建安、希躡於少陵、泛駕於長慶、既美才情、尤深寄興、是時詩道向衰、以肇淵爲砥柱云。

といひ、このくはしい傳記によつて、謝肇淵の一生はおほむね明らかとなる。即ち「池北偶談」にある謝在杭はその字、父を謝汝韶といひ、萬曆壬辰（二〇年、西曆一五九二）

に進士に及第し、湖州（いま浙江省湖州市）の推官（司法を司る）となり、ついで東昌府（いま山東省聊城縣）に転任、南京の刑部主事、兵部郎中を経たあと、北京で工部屯田司の官となった。萬曆帝に宦官の弊を直言して、嘉納されたあと、張秋（山東省）の黄河の視察をして「北河紀略」を著し、帝の愛子福王（朱常洵）が萬曆四十二年（一六一四）洛陽の領地にゆくのに盡力し、雲南參政に遷り、また廣西右布政使となり政績を挙げたといふ。またその詩は建安體、杜甫、白樂天の長所をあはせたと記されてゐる。

父謝汝韶の傳記も同じく「重纂福建通志」卷一九八に見えてゐて

謝汝韶、字其盛、嘉靖戊午舉人、謁選得錢塘教諭、上書臺使、請行條鞭法、纏纏數千言、條鞭法實汝韶倡之、擢武義知縣。（中略）調知安仁縣。（中略）遷承天府同知。（中略）薦爲湖北副使、而吏部中讒言、乃遷吉府長史。吉王得汝韶、喜甚。居正以喪歸、諸藩有致數千金贈者、汝韶持不可、導王用常禮修禱、居正怒、嗾監司趙思誠齟齬之、故事王傳以客禮見監司、思誠欲抑令如屬吏曰、郡國等耳、傳奈不率禮、汝韶笑曰、王傳之膝可易屈耶、遂自免。王憫留、至涕下。汝韶曰、臣

去、國體全、所得多矣、且毋令諸邸言蒲伏監司、自吉長史始、以遺王薨、遂歸兀坐一室、凝塵滿席、著書自娛。

とあつて、父も嘉靖戊午（三七年、西曆一五五八）舉人となり、錢塘（いま杭州市）の教諭となつたあと、一條鞭法を案出したといひ、武義（いま浙江省武義縣）縣の知事にぬきんでられ、ついで安仁（いま湖南省安仁縣）の知縣、承天府（いま湖北省鍾祥縣）同知を経て湖北の副使となつたあと、吉王府の長史となり、宰相張居正が喪に服するため、江陵に歸る途中、その待遇問題で吉王の利とならないといつて辭職し、書を著して自ら楽しんだとあるから、子の才能はこの父ゆづりであつたらう。

さて「五雜俎」の記載によると、謝肇淛が十餘歳の時、長沙の官邸にゐたのは萬曆五年（一五七七）であつたといふから、ここが吉王の官邸のあつたところで、時の吉王は朱翊鑾であつた（「明史」卷一〇四諸王世系表）。張居正の歸葬は翌萬曆六年で、その後、退隱した父とともに福建の故郷にゐたことは、萬曆乙酉（一三三年、西曆一五八五）二月に福建で珍しく雪が降つたとの記事によつて知られる（和刻本では戊子といひ、それなら萬曆一六年である）。その後は父と

別れて戊子（萬曆二十六年）彭城（福建省仙遊縣東）にをり（卷一・二物部四）翌年、郷試に落第したが、前述の如く萬曆二〇年には進士に及第した（卷一四事部二）。「五雜俎」に見えるところでは、萬曆二十六年（二五九五）には江蘇省真州（いま儀徵縣）にをり、一度歸郷したあと、翌年北京にゆき、四月東郡（山東）の司理となつた（卷五人部一）といふ。これが即ち工部屯田司となつたことであらう。壬寅（萬曆三〇年、西曆一六〇二）には德平（いま山東省德縣）にゐて黄河の工事を監督した（卷三地部一）。「北河紀略」の著はされたのはこの前後で、乙巳（萬曆三十三年、西曆一六〇五）には金陵をへて福建に歸つてゐる。著書のうち刊行年を明らかにする「塵餘」はその翌々年の物である。同郷の人葉向高が宰相となつて、その推薦で都にゆき曹郎（礼部？）となり、前述の如く福王の國に就くの力を出したのは萬曆四二年であるから、雲南參政、廣西布政使となつたことはこの書に見えない。おそらくこの二官となる前に「五雜俎」が著はされたとわたしは考へる。新村先生の「広辞苑」第二版に一六一九年（萬曆四十七年）の著とされる根拠を識者は御教示願ひたいと思ふ。

「明史」卷九八藝文志三子部小説家類には「五雜俎」一

六卷、「塵餘」四卷のほか、「文海披沙」八卷をあげてゐるが、内閣文庫藏本では萬曆三十七年の序があり、また明史卷九七藝文志二史部地理類には「北河紀」八卷、「紀餘」四卷を挙げてゐるが、「滇略」（雲南參政就任後の作）、「方廣巖志」（内閣文庫所藏本では萬曆四〇年の序がある）、「長溪瑣語」、「游宴集」があり、また「小草齋文集」、「小草齋詩話」（天啓四年序刊本）があり、建安體、杜甫、白居易の才を兼ねたかどうかはともかく、なかなかの才人である。わが国では「五雜俎」が最も愛され寛文元年（一六六一）、寛政七年（一七九五）と二回、翻刻を見てゐるといふが、私藏の「五雜俎」八冊本は文政五年（一八二二）、京都の小林庄兵衛の刻本であり、また民国二四年、上海の中央書店刊行の洋装本二冊があり、二つを検すると、ところどころ異なる記載や字句がある。これをも記すべきだが、けふは「五雜俎」であつて「五雜俎」でないことだけ、重ねて強調しておく（二九七〇・一・四）。

（補説）「東方文化研究所漢籍分類目録」（昭和二〇年、京都印書館刊行）を検すると、「說郛續」（明の陶珽輯）には謝肇淪の著書として「西吳枝葉」、「紅雲續約」、「塵餘」を収めるほか、「古学集刊」（民国の鄧實等輯）に「長溪瑣語」の

旧鈔本の覆本を収めてゐるとあるほか、日本刊本「五雜組」がしるされている。

なほ私事に亘るが天理図書館の司書であつた時、手にとつて見た「歴代小史」一〇五卷（明の李叔輯）の巻首には「享保十九年（一七三四）甲寅夏至日」の日付で伊藤長胤東涯の識語があり

此本有謝肇淛名款、曰謝在杭函書印、中有一條簽貼、記閩中謝氏事、恐亦其手筆、在杭著五雜組文海披沙等書、膾炙士林、明季間人也、予所識一搢紳家二十一史、亦有此印、徐氏筆精中詳謝方伯儲書之富、五雜組亦記勉年得二十一史、吾思子孫衰替、失其世守、典籍散落、播于東方、可慨也夫、寫書其由、告諸後葉云。

とあつた。わたしはこの識語を見て感慨にたへなかつた。伊藤東涯が京都の貴族の家で見た「二十一史」も謝肇淛が建安（いま福建省建甌縣）の楊文敏（明の仁宗の時の大学士楊榮）の藏書から廉價で購つた物である（「五雜組」卷一三事部一）。わたしの所藏本も必ず同じ運命を辿ることと知つたからである。